

議長（黒沢義久君） 次，26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。質問の前に，2009年度予算案が政府から提出されておりますので，そのことについて少し触れておきたいと思います。

日本経済は，昨年10月から12月期のGDP（国内総生産）は，12.7%の大幅マイナスになるなど急速に悪化し，深刻な落ち込みを見せています。世界同時不況の中でも日本がとりわけ大きな打撃を受けており，国民の暮らし，中小業者の経営はいよいよ深刻です。

ところが，政府が提出した2009年度予算案には，経済悪化を緊急に食い止める対策もなく，暮らしと内需の回復に役立つ方策もありません。どの世論調査でも国民の8割が反対し，最後は3分の2の力で押し通した3年後の消費税増税とセットのばらまき定額給付金に続き，雇用対策も短期・一時的なものに過ぎず，大企業による派遣切りをとめる対策もなく，社会保障については依然として抑制路線に固執しております。

その一方で，大企業・大資産家のための減税は一層規模を拡大しようとしております。これでは日本経済の回復どころか，生産が落ち込み，雇用と所得が大幅に減少し，消費が冷え込むという経済縮小の悪循環を加速するだけです。

国民の苦しみにまともに対応できず，迷走する麻生内閣の支持率は10%を切るほどに下落し，首相自身の資質にかかわる問題や閣僚のスキャンダルなどで，文字どおり政権末期の様相が広がっております。

日本共産党は，政治を変える中身，方向を鮮明にするとともに，国民の苦しみに応える予算組み替え案を提出するなど，論戦と戦いで解散総選挙を勝ち取るために奮闘しております。ただひたすら解散だけを求めて予算組み替え案すら出せず，来年度予算案の採決日程まで事実上容認する民主党などとは明確に異なる立場を堅持しております。

国民いじめの国の悪政がはびこる中で，地方自治体が住民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たすことはますます重要になっていきます。私は，住民が主人公，住民の暮らし第一，これを信条に，今，国民の生活の深刻さが日々増しているもとの，住民の苦難軽減のため全力を尽くす立場から，通告に基づいて一般質問を行います。

最初に，市民に信頼される市民生活優先の市政について，市長の施政方針から伺います。

市長の施政方針の重点戦略として，小学3年までの医療費助成を中学3年まで大きく拡大。妊婦委託健康診査の拡充などの少子化対策・子育て支援や，小学校3校への図書司書配置など，教育環境の整備はご努力が伺えます。

さらに，木造住宅の耐震診断士の派遣，予約型乗り合いタクシーの運行の実施や，学校給食地元食材の利用拡大など，市民が安心して暮らせる施策などが前進することは何よりもうれしいことです。

さて，雇用問題についてです。市政方針では，「地域の雇用を維持するためには，国と連携して適切な対策が求められている」と述べられております。雇用対策として，「市有林現況調査事業，不法投棄廃棄物除去事業，常陸太田魅力アップにぎわい交流推進業務などで，新規雇用創出を図

っていく」としてありますが、どれくらいの規模になるのかという点では、昨日の同僚議員の質問でわかりましたので割愛しますが、今回の補正予算で、地域活性化生活対策臨時交付金、約4億9,200万円と、一般会計から890万円上乗せして5億8,100万円で、本庁舎屋上防水工事や旧水府庁舎解体工事、旧水府中央公民館解体工事などの普通建設事業を進める計画について、地元業者への発注比率を引き上げることは重要なことだと思います。それについてはどのようにお考えかお伺いいたします。

市の施策を企画・推進していく上で「地域協働」「市民協働」が大切であり、施政方針でも強調されております。そのために、「職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、市民と行政との距離を身近なものにし、市民との信頼関係を築きながら、行政責任を果たして推進していく」とありますが、どのような改革をお考えか。

また、施政方針で、「今後、地域コミュニティの体制づくりや、市全体の市民協働推進体制の仕組みづくりを検討」とありますが、具体的にはどのように当たっていくのか伺います。

「新たな定員管理適正化計画を推進する」としてありますが、住民サービスの問題、支所機能の問題、労働強化の問題などに影響がないのか、定員管理の適正化の考えについてお伺いいたします。

農業再生の問題です。

常陸太田の豊かな自然条件を生かした農業の再生こそ地域経済を下支えする柱であり、農業の再生による食料自給率の引き上げは、経済・地域の安定にとって最優先の課題です。今、進められている地産地消の取り組みやブランド化、特産品の開発と同時に、本市の食料自給率を引き上げる施策を強化することも重要だと思います。そのためには、農産物の価格保証、所得保障が必要だと思いますが、市長の見解を伺います。

自然条件や農業構造を無視したWTO提案をきっぱりと拒否するよう要求したり、ミニマムアクセス米輸入を中止するように国に求めていくことも農業を守る上で大変重要ですが、ご所見を伺います。また、食料を巡る内外の情勢、国民世論の変化、食料資源の高まりについての市長の考えをお聞かせください。

市政方針で、「新規就農者への支援体制について検討」とありますが、例えば団塊の世代や若者にどうアプローチしていくのかお聞かせいただきたいと思えます。

温暖化防止対策は、これも重点戦略に入っておりますが、地球温暖化抑止は、一刻の猶予も許さない人类的課題です。環境問題の位置付けと優先度・具体策については、環境基本計画、地球温暖化防止対策地域推進計画にも明確化されておりますが、いつまでにどうするのかという目標のない取り組みは実現できないと思えます。市民や事業者などの理解・協力を得ながら目標と計画の周知徹底を図っていくことが重要だと思いますが、それについての見解を伺います。

2番目に、指定管理者制度の問題と対策について伺います。

指定管理者選定委員会は、2008年11月12日、常陸太田市温水プールの指定管理予定者の選定を行い、公募により指定管理者を募集したところ、株式会社アメニティエンジニアリング1社のみ応募であったため、この1社のみ選定について協議した結果、株式会社アメニティ

エンジニアリングを指定管理予定者として選定し、昨年12月定例会で提案・採決され、私もそのときは賛成しております。

常陸太田市温水プールは、今年度3月31日まで株式会社サンアメニティが指定管理者として管理運営業務に当たりますが、2009年4月1日から2012年3月31日までの3年間、株式会社アメニティエンジニアリングが管理業務を行います。

ところが、2月1日の朝日新聞に報道によりますと、大変大きな見出しで、「城里町から指定管理者取り消し業者、温水プールの請負、常陸太田市と結ぶ。経営の実態、同じ子会社、市規定に抵触か」ということで、この中で、本市ではこのように取材に応じております。

「指定取り消しを受けた会社が形を変え、そのまま業務を引き受けたように見られないかなど議論したが、明確な違反ではないと判断した」と。「子会社であれば問題はないと静観している」、このような記事が掲載されていたわけです。

このサンアメニティは、調べてみますと、茨城県城里町にある温泉を利用した健康増進施設「ホルルの湯」の指定管理者でしたが、指定管理期間が2011年3月までとなっているのに、2008年9月末で撤退しました。

本市の指定管理者募集要項の応募資格の中に、「市又は他の公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しないものに該当しないこと」とありますが、条例の中に、関連会社、あるいは子会社等も含むように改正すべきだと思います。そうしなければ、指定管理者をよそで取り消されても、名前をかえ、あるいは関連会社がその指定を受けるという当市の例のような場合もあるわけですので、きちんと応募要項の資格の中に盛り込むべきだと思いますが、ご見解を伺います。

また、常陸太田市の選定ガイドラインが持つ問題と、それをチェックする議会に対する情報開示の問題です。

株式会社サンアメニティは、城里町の施設でプール事故を起こしたり、東京都北区では、たくさん事件・事故を起こしております。調べましたら、温水プールで水漏れ事故を起こして賠償しており、従業員によるプライベートカードの料金着服事件も引き起こして指名停止3カ月の処分を受けております。プールの監視員4人が暴力事件を起こし、その4人は18歳未満で年齢の契約違反が問われて2カ月の指名停止処分を受けています。このような情報を市は把握していたのかどうか、選定基準に他自治体でのトラブル等も加えるべきだと思いますが、ご見解を伺います。

また、審査における企業の評価内容についても、議会側では十分内容チェックができないという問題があります。それをチェックする議会に対する情報開示をすべきだと思いますが、ご所見を伺います。

また、それには指定管理の場合も不祥事や法令遵守に対する姿勢をチェックできるように、コンプライアンス条項を作り充実する必要があると思います。安全管理に関するチェックや評価、経営の安定度や職員の定着度、人材育成のあり方などについてのチェック、評価できるガイドラインを作り、議会に報告すべきだと思いますが、ご所見を伺います。

3番目に、情報公開と電子メールの保存について伺います。

2009年1月11日の新聞報道によりますと、大阪府の橋下徹知事は、情報公開の対象となっている知事メールについて、府民から情報公開請求を受けた後に、パソコンから昨年9月以前分をすべて削除したことを明らかにしたという記事です。

橋下知事は、府庁で報道陣に、「面倒くさいからメールを消しちゃいました。残せということになったらごめんなさいするしかない」と、このように釈明したそうです。しかし、橋下知事自身の判断でメールを削除できるなら、都合の悪い内容のものはメールになりかねません。

本市の情報公開条例では、メールも電磁的記録の一種として公開対象になっております。職員同士が電子メールで行う業務連絡や報告などの管理は、現在どのようになっているのか、職員が業務でやりとりし、組織で共有するメールは原則として公文書であり、規定を設けて保存すべきではないかと思いますが、ご見解を伺います。

4番目に国民健康保険税の減免制度拡充についてお伺いいたします。

所得が少なくなっている中、高過ぎる国保税の負担はますます大きくなっています。本市の国民健康保険税条例では、減免は認められるものとして、1つ、「災害等により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」。2つに、「当該年中の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者」の2つがあります。過去3年間の申請減免の申請件数・認可数はどのようになっているのか伺います。

市民の健康を支えるセーフティネットとして、申請減免についての制度を拡充し、生活実態に即した免除・軽減が図られるよう最大限の努力をすることが求められていると思います。県内では、常総市や高萩市などが、例えば所得が前年度より3割減が予想される場合などの基準を設けて、規則や要項で低所得者に対して独自の減免制度を作っております。国民健康保険の保険料は、前年度の収入によって算出されます。収入が安定しない自営業者も多く、滞納者を増やさないためにも払いたくても払い切れない低所得者に対して、本市が独自に減免制度を作ることを求めますが、ご見解をお聞かせください。

5番目に、介護保険の状況とサービスの充実について伺います。

介護保険は制度開始から10年目を迎えます。労働介護の解消、介護の社会化などを進めるはずの介護保険でしたが、実際にはまだ介護を巡る悲惨な事件が後を絶ちません。介護サービスの総量は増えてはいるものの、一人ひとりにとっては負担が増える一方で必要なサービスが十分受けられていない人が増え続けているのが10年目の現実だと思います。

日本共産党は2月9日、「だれもが安心して利用でき、安心して働ける介護保険制度へ抜本的見直しを求めます」このような具体策を提言いたしました。それらを踏まえて6点について質問いたします。

1つ目は、現在の介護保険料の滞納の状況についてです。

2つ目は、今度の要介護認定制度の見直しで、介護度が低く出るのではと関係者の中からも危惧が広がっております。今回の見直しの狙いは、結局介護認定を低くして、さらに給付費を抑制しようとするものではないのかと思われそうですがどうでしょうか。

3つ目は、2005年の改正では、要介護から要支援になり、介護ベッドなどの取り上げが行

われるなど必要なサービスが抑制されました。要介護から要支援に移された人が何人いるのか伺います。

4つ目として、介護保険料改定に当たり、基金5億2,000万円のうち2億8,000万円を取り崩し、現行の保険料、月額3,650円と同額として値上げを抑えたと報告されましたが、今でさえ大変な負担の保険料です。全額取り崩して値下げすることは検討されたのでしょうか。本来、この基金の原資は介護保険料であり、3年に1度は精算されなくてはならないと思います。基金残高2億4,000万円について伺います。

一時的に資金不足が生じたときに備え、茨城県に財政安定化基金がありますが、県の保健福祉部長はこのように言っております。「2006年以降、貸し付け実績がなく、約38億円の残高がある」と述べております。基金を取り崩し、介護保険会計に入れてもお金がなくなるわけではありません。当該年度で余れば次年度に繰り越せばいいだけです。今、厚生労働省も取り崩すように指導していると思いますが、全額取り崩し、介護保険料の値下げをすべきです。ご所見を伺います。

5つ目は、利用料についてです。私は、現在の訪問介護サービスの利用料に加えて、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護の利用料の減免を求めてきました。減免の拡充について、ご所見を伺います。

6つ目は、包括支援センターの現状と今後の計画ですが、2006年度から始まった地域包括支援センターは、予防プランの作成などに忙殺され、多くの自治体では十分に活動できていないのが現状だと聞いております。自治体の責任のもと、医療介護福祉などの連携を強め、高齢者の生活と権利を総合的に支えるセンターとしてその活動を発展させることが重要ですが、包括支援センターの現状と今後の本市の計画について伺います。

6番目に、特定健康診査と保健指導について伺います。

最初に、受診率について。特定健診は、昨年9月で一巡しました。現在までの受診率ですが、特定健康診査、特定保健指導実施計画書では、2008年度40%となっておりますけれども、昨年度同時期と比較してどうだったのか。また、今年度から新たに導入した個別健診の実施状況はどうだったのか伺います。

実施計画書では、40歳から50歳代の男性を中心に若い世代の健診意識の醸成と受診の促進が重要な課題としておりますが、今年度の受診率はどうなっているのか。受診率向上のため、どのような手だてをとっていたのか伺います。

健診結果の状況ですが、基準値を超えた人の率についてです。メタボリックシンドロームの該当者と予備軍の率についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、新たな国民病と言われている慢性腎臓病の予防について伺います。

慢性腎臓病は、腎障害を示す所見や腎機能低下が慢性的に続く状態で、放置したままにしておくと末期腎不全になって人工透析や腎移植を受けなければ生きられません。末期腎不全は世界的に増え続けており、早期発見・治療が大切です。現在、日本には約1,333万人の慢性腎臓病の患者がいると言われ、人工透析は26万人で、毎年1万人増え続けて400人に一人が人工透析

を受けるようになると予想されております。このような状況なのに、特定健診では全員が受ける基本的な検診項目から血清尿酸、血清クレアチニンが外されております。

昨年の7月ですが、常陸太田市医師会と文教民生委員会で懇談会を持ちました。保険年金課長にも出席していただきましたが、そこでは特定検診の問題にも話が及び、根本医師会会長も、血清クレアチニンの検査は必須だと述べておられました。慢性腎臓病の予防のためにも、また、特定検診の内容を充実させるためにも血清尿酸と血清クレアチニンを検査項目に加えてほしいと思いますが、ご所見を伺います。

次に、実施計画書では、保健指導対象者1,131人と推定、目標実施率25%で283人となっておりますが、保健指導の状況と体制について伺います。

また、腹囲が基準値未満の人の生活習慣病の実態について、腹囲が基準値未満の人は、血糖・脂質・血圧が異常でも情報提供となっておりますが、この人たちに対する保健指導を行う必要があると思いますが、ご見解をお伺いいたします。

7番目に、市営住宅の家賃の決定等について伺います。「公営住宅法」施行令の一部が改正され、2009年4月1日より施行されます。入居収入基準や家賃制度などが見直され、既存入居者には5年間の激変緩和措置が講じられておりますが大幅な家賃の値上げです。入居の機会が奪われる心配もあります。「公営住宅法」施行法改正による既存入居者、新規入居希望者への影響はどうかお伺いいたします。

また、この改正について、入居者等に対して、いつどのように説明対応したのかお伺いいたします。

最近、2009年度家賃月額についての通知を受け取った方から私のところに相談がありました。「一気に3万円以上も上がっていたのでびっくりした。4人の子どもをかかえ、これでは生活ができない。何とかならないでしょうか」というものでした。確かに見せていただきますと、算出基準になる前々年度の収入は基準額を超え、収入超過になっておりました。その上法改正で新家賃は10万円近くになり、小中学生など4人の子どもをかかえた家族6人の子育て世代の暮らしを支えるには、余りにも新制度の負担は大き過ぎると思います。子育て世帯が安心して入居できるように、減免制度も含めて市条例の見直しを求めたいと思います。若者定住にもつながり、町の活性化も図られるのではないのでしょうか。ご見解を伺います。

最後に、商店会の街灯の維持管理費の助成について伺います。

商店会が設置している街路灯は、交通安全や防犯にも大事な役割を果たしております。近年、営業が大変でやむなく店を閉じる商店もある中で、街路灯の維持管理費の負担が重くなってきており、電気代等、維持管理費の助成は強い要望となっております。

例えば、内堀町の場合ですが、商店会では、各商店で1灯当たり、月1,200円の維持管理費を納めております。商店会の街路灯の設置や維持管理費の方法は、その商店会によってさまざまです。設置に対しては、市常陸太田市商店街活性化事業で、経費の2分の1以内で補助金を交付する制度がありますが、安心・安全のまちづくりの上からも、商店街振興の上からもきちんと位置付けて、商店会の街路灯の助成を求めますが、ご所見を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 初めに、公共事業と雇用対策の関連についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

雇用対策事業につきましては、新規事業として、平成21年度から臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供する「緊急雇用創出事業」、あるいは継続的で安定的な雇用機会を提供する「ふるさと雇用再生事業」等に取り組み、その他に平成20年度一般会計補正予算で計上いたしました地域活性化生活対策臨時交付金事業の実施、あるいは平成21年度予算の土木費などの建設事業の増額などによりまして、雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

なお、お尋ねにございました公共事業の発注に当たっての市の考え方でございますが、本市の入札制度につきましては、平成19年度から水道部も含めまして、すべての業種で2,000万円以上の工事としました。一般競争入札におきまして、大規模な工事や特殊な工事以外の工事につきましては、市内業者であることを入札の要件といたしております。

また、2,000万円未満の土木建築工事におきましては、原則として市内業者を指名いたしまして、競争入札を実施しているところでございます。これらのことにより、極力市内の業者を使うという考えで進めてまいりたいと思っております。

発注時期等につきましては、今議会の議決をいただきましたら、できるだけ早く発注ができるように事務事業を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市民協働推進体制のお尋ねがございました。今、市内各地域におきまして、市民協働の活動が活発化をしてきておりまして大変うれしいことでございます。しかし、その実態を見てみますと、町会長さんなり、あるいはその地域をリードする核となる人たちのいる地域が先に活動を開始しているという状況でございます。これらを考えましたときに、この市民協働推進体制をどう整えていったらいいかということは、今、1つ大きな課題でもございます。市民の力を結集し、市民が主役の地域づくりを行うためには、地域で活動される各種団体、例えば町会、あるいは地区社会福祉協議会、あるいは体育協会・老人会・子ども会等々の連携が必要となってまいります。その体制づくりをしたいというふうに考えているところであります。

仮称ではございますが、これらの体制づくりを進めていく中で、「市民協働のまちづくりを考える会」を立ち上げまして、地域の実情、あるいは地域のご意見をいただきながら、市民活動をしやすい仕組みづくりを市民の皆様とともに検討してまいりたいという考えでございます。

次に、職員の抑制を図りながら多種多様な行政ニーズに対応ということで、施政方針の中で申し上げます。

現行の定員管理適正化計画につきましては、平成21年度で終了することから、一層の定員管理適正化を図るため、新たな計画を策定するものでございます。

また、市民の行政ニーズに対応する行政組織の見直しも同時にあわせて必要となってまいります。このため、現行組織の精査・検証を行いまして、簡素で効率的な行政組織機構の構築を図っ

ていきたいというふうに考えます。今後とも多様化する市民ニーズに適切に対応できるような、職員一人ひとりの資質向上もあわせて図っていきたいと考えております。

次に、食料資源を高めるなど、食料の自給率を高めるべきというご指摘でございますが、この自給率を上げていくことは、我々のみならず、国民にとって極めて重要なことでございます。

農林水産省が平成20年12月2日に食料自給率の強化のための取り組みと、食料自給率50%のイメージを公表いたしまして、おおむね10年後に50%を達成するイメージと取り組み事項を示しているところでございます。これによりまして、耕作放棄地の解消及び農地の有効利用等の国の政策が示されてくるものと思われまます。当市にとりましては、当市の施策と合致するものについて、積極的に政策に取り組むこととしたいと思ひます。

現在、市が地場産品の普及拡大を進めている地産地消の施策をさらに推進いたしまして、市民へ安全・安心な農産物の供給の拡大を図りますとともに、当市の基幹産業であります農林業の育成を進めることによって自給率の向上を推進してまいりたいと思ひます。

議員からいろいろな点でお尋ねがございました。当市の農業を取り巻く環境は、厳しい状況にございます。今、政府の政策としては、大規模農家等への保障等々については、さまざまな方策がござひます。しかし、問題は兼業農家、あるいは規模の小さい農家に対する保障制度等があることはあるにしても、それほど大きなものではないという状況でござひます。兼業農家が農業をやめるということになったら、当市にとっては大変なことになるわけでありまます。

やめるかやめないかの判断の基点はどこにあるかということから申し上げますと、農産物を作るための直接経費プラス今まで投資をしてきました農業機械等の減価償却費、その合わせたものよりも高い所得が得られるかどうかということが判断のポイントになるかと思ひます。所得が低く、減価償却費も生み出せないというような状況下にあつては、再度の投資はちゅうちょするのは当然のことでありまます。そういうことに対しまして、それぞれの地域の農業農地を守っていきますために、前々から申し上げておりますが、受託作業の組織等を立ち上げ、投資する農機具の台数を制限し、逆に言ひまますと、農機具の稼働率を上げられる状況を作り出しながら、当市の農業を支えていく必要があるだろうというふうに思ふところでありまます。

また、転作等につきましても、今、米から小麦・大豆等へ転作をしていくためのさまざまな保障制度等がござひますが、これらについては有効に活用していきたいと思ふところでありまます。

さらに、新規の就農者についてでございますが、施政方針の中でこれを検討していく必要があると申し上げました。新規の就農者に対しては、近隣の市や村におきましては、新規就農して生活の自立ができるまでの間、2年とか3年とかの期限を切つて、毎月の生活費の補てんといひまますか、立ち上げまでの支援等をしている自治体もあるわけでありまます。そんなこともあわせてこの検討をして、新規就農者が地域に定住できるような支援策についても進めてまいりたいというふうに考えるところでありまます。

その他、新規就農者に対して技術的な勉強会等々もござひまますけれども、これらにあわせて力強い農業支援策を打つていく必要があるだろうというふうに思っているところでござひまます。

最後に、環境基本計画を策定しまして、具体的に今後どのように進めていくのかというお尋ね

がございました。環境基本計画の中では、本市が目指すべき環境像を「一人ひとりがつくり出す共生環境」、そして「協働のまち」と定めたとところであります。市・市民・事業者による「協働」によって、環境問題を考え実践していくこととしたいと考えております。

そしてまず、3月22日に開催いたします「水と緑と太陽のまち推進大会」を手始めといたしまして、多くの市民団体の参加を呼びかけて市民環境会議を設立し、市民全体で環境対策に取り組むような機運を醸成してまいりたいと思うところであります。

また、市内全家庭に環境家計簿を配布いたしまして、二酸化炭素の排出と生活のつながりを知る機会として活用していただき、先ほど申し上げました市民上げての環境対策問題に資していきたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） ご質問の指定管理者の問題と対策についてお答えをいたします。

常陸太田市温水プールの指定管理者の募集に当たりましては、常陸太田市温水プール指定管理者募集要項の応募資格の中で、「当該団体が市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しないものに該当しないこと」ということになっております。

当市の公の施設の指定管理者選定委員会で、このことについて議論した中で、指定の取り消しは事実ではあるが、サンアメニティにつきましては応募資格なしと判断をされました。今回の指定管理者として、株式会社アメニティエンジニアリングにつきましては、平成9年に設立され、県内においても業務実績があり、利用者に対するサービスの向上、施設の適正な維持管理、管理に係る経費の縮減と市の指定管理者制度の目的を十分達成できると判断され、市の指定管理者選定委員会において決定し、12月の議会で議決をいただいております。

「関連会社が応募できないような要項にはならないのか」というようなご質問についてでございますが、現在のところ、要項の見直しについては考えておりません。

次に、指定管理者関係の会社の情報と議会への情報開示等にかかわる問題でございますけれども、応募した会社のほうからは指定管理指定申請書とともに、提出書類といたしまして、施設の管理運営にかかわる基本的な考え方、あるいは管理運営体制・計画、さらに事業の収支計画・定款・登記等、決算報告書・収支計画等の提出を義務付けております。そういう中から指定管理者選定委員会といたしましては、施設の効果的な、あるいは効率的な管理運営を通じ、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として審査を行ってきておりますが、議員ご発言のように、他の団体でのトラブルについては把握しておりません。

本市といたしましては、1カ月に1回、担当者と向こうの事業者が定期的に会議を行っており、トラブル防止にもつながっております。新たに指定管理者であるアメニティエンジニアリングの事業計画において、関係法規を遵守することや、あるいは利用者の安全管理、信頼を得る施設運営をするということにつきましては、今後も定期的な会議を通して進め、あるいは監視をしていきたいというふうに考えております。この点につきましては、今後も担当課にお

いて十分に留意をしまいたいというふうに考えております。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 情報公開と電子メールの保存についてのご質問にお答えをいたします。

電子メールにつきましては、ご質問にもございましたように電磁的記録に含まれますことから、職員が送受信をするメールのうち、組織において業務上必要なものとして利用、あるいは保存されている状態の情報につきましては、情報公開条例第2条に定めます情報に該当しますので、情報公開の対象になるものと解しております。

したがって、職員が自分の仕事の便宜のために保存している正式情報と重複する情報の写し、あるいは職員が個人で検討している段階にとどまる資料などにつきましては、情報公開に定める情報に該当しないものと判断をされます。

このような中での電子メールの保存につきましては、電子メールが情報伝達手段であるわけですが、ただいま申し上げましたように、その利用の実態から情報公開対象の情報かどうか判断されますので、現在は文書取り扱い規定において保存年限が定められていない状況にございます。

現在の事務の執行の上からは、電子メールの情報を組織として業務上の必要性から利用したり、あるいは保存されるような情報、つまり、情報公開対象になるような情報につきましては、通常、情報を紙に出力をして上司に報告したり判断を仰いだりするなどしておりますので、実質的には文書としての保存年限が適用になっているものと考えております。

しかしながら、すべての電子メールが文書になっているわけではないことから、今後は茨城県や県内他市の動向を見ながら保存基準のあり方について研究をしまいたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 保健福祉部関係のご質問にお答えいたします。

最初に、国民健康保険税の減免制度の拡充についてであります。国民健康保険税の減免につきましては、「地方税法」第717条の規定に基づき市条例で定められておまして、限られた範囲のものについてできるものとされております。このことは、税の減免は軽々に行うものではなく減免を行うことが客観的に相当であると認められ、公平性・公共性があるものに限るべきと理解されるものであります。

当市の低所得者への対応といたしましては、「地方税法」に基づく6割・4割の税軽減を行っております。また、随時納税相談を通し個々の状況を見きわめながら分納納付により完納をお願いしているところであります。

低所得者向けの独自の減免制度は、「一定の基準を設けての画一的な減免適用はすべきではない」というのが国の見解であり、国で定めた6割・4割という法定軽減制度がある以上、さらに上乗せした減免制度を設けると、減免適用を受けない被保険者とのバランスを失うおそれがある

り、また、減免した額の補てんが行われないことから、減免措置の拡大が国保財政に与える影響を考慮いたしますと慎重に対応せざるを得ないものと考えております。

しかしながら、県内においても独自の減免制度を設けている市もありますので、制度の内容や適用状況について研究してまいりたいと考えております。

また、過去3年間の減免実績はございません。

次に、特定健康診査と保健指導についてのご質問にお答えいたします。

特定健康診査につきましては、昨年5月30日から9月5日までの期間に、計54日間、55会場におきまして集団健診を実施し、さらに10月27日から1月31日まで、市内の医療機関におきまして個別健診を実施し、合計3,688名の皆様が受診いたしました。特定健康診査の受診券は、国民健康保険に加入する40歳から74歳の方に対して発行いたしました。受診率は、目標値40%に対しまして31%になります。特定健康診査の結果につきましては、健診結果の見方や健康の保持増進に役立つ内容のパンフレットなどと一緒に、受診後3週間程度後に受診者の元へ送付いたしました。

また、特定健康診査の結果により、内臓脂肪の蓄積を基本として、生活習慣病のリスク要因、血糖・脂質・血圧・喫煙などの数によって階層化された対象者735名、そのうちリスク要因が1つの方、動機付け支援515名、2つ以上の方、積極的支援220名に対し、結果通知と同時に特定保健指導の案内状を送付いたしました。特定保健指導は、リスク要因数によりグループ分けし、生活習慣の改善に向けた支援を行いながら6カ月後にその評価を行うものであります。対象者への案内通知は電話などによる勧奨を行い、現在216名の方が各地区の保健センターなどにおいて生活習慣の改善に向けた取り組みを行っているところでございます。

また、健診の結果、早急に医療機関の受診が必要な方につきましては、保健師が個別に訪問し、受診勧奨を行うほか、各検査項目の数値が医療機関の受診勧奨判定値に3項目以上該当している方につきましては、県・市医師会との共同により、健診フォローアップ事業として医療機関の受診勧奨と受診状況の調査を実施しているところでございます。

今後、より多くの健診を一度に受診できるように、健康づくり推進課を初め、各課で連携をしまして、「さわやかセット健診」と称しましたこれまでの成人健診、特定健診、生活機能評価、結核、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診に加え、胃がん・大腸がん・乳がん検診もあわせて受診できるような機会を提供し、より多くの方々に受診いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

腎機能の検査項目、先ほど議員さんからご指摘がございました血清クレアチニン検査、血清尿酸検査の問題につきましては、平成20年度の実施についても検討を進める段階から懸念される問題といたしまして、日立メディカルセンターを委託先とする4市におきましても、市独自の追加項目の可否の議論を行ってきたところでありますが、まずは、特定健康診査の実施体制の確立を優先すべきとして実施を見送ることにいたしました。

また、人工透析を受けている方の人数につきましては、国民健康保険特定疾病療養受療証の交付者数で見ますと、平成21年2月末現在34名でございます。医療につきましては、国民健康

保険特定疾病療養受療証の交付を受けますと、1カ月の自己負担額が1万円となり、さらに身体障害者手帳1級または3級に該当することから医療福祉制度の適用を受け、実質的には自己負担がなく治療をできることとなっております。

また、腹囲の基準未満、血糖値が高い者の対応であります。特定健診、保健指導の対応に限らず、本来の業務であります保健センターから市民への個別の保健指導、事後指導として、引き続き対応してまいりたいと考えております。

さらに保健指導の体制についてであります。先ほども一部申し上げましたけれども、当市は現状の健康づくり推進におきます保健師・管理栄養士などによりまして、対象者への保健指導を実施してまいりたいと考えております。目標値の達成状況や実施の課題等の検証を行いながら、今後のあり方につきましては、国における制度見直しの状況なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 介護保険料の状況とサービスの充実についてのご質問にお答えいたします。

最初に、「滞納により給付制限となっている方がいるか」というご質問でございますが、現在2名について給付制限の対象となっておりますけれども、2名とも介護サービスを利用していない方でございます。

介護認定を受けている滞納者につきましては、督促通知とあわせて給付制限の内容を記載した通知により納付を促すとともに、納付相談により分納納付を促し、給付制限にならないよう指導しているところでございます。

次に、介護認定の見直しについてでございますが、要介護認定はコンピュータによる一時判定、それを受けて介護認定審査会での審査、介護の手間による基準時間を基本に認定度が定められるものでございます。

今回の改正につきましては、高齢者の複雑な状態像をできるだけ調査項目間の関係性、能力・介護方法・障害の有無等でございますが、これらを示してこれらの状態像をそのまま判定結果に反映させるためのものでございます。具体的には現行の要介護認定に用いられている受給モデルを医療や福祉等の観点からではなく、より実態的な高齢者の介護の手間を数量化いたしまして判定するものでございます。市のモデルケースでございますが、現行との差異は認められないものとなっております。

次に、平成18年度の制度改正について予防給付の創設によるサービスの給付抑制の状況についてのご質問でございますが、介護予防サービスは今よりも状態が悪くならないように、また少しでも自分でできることが増えるようケアプランに基づき行われております。

要支援者のデイサービスにつきましては、報酬体系が従来の回数当たりから、月額報酬に改正され、本人の状況に応じて週1回から2回程度の利用となっているところでございます。

ベッド等の福祉用具貸与は、要支援要介護1の軽度者につきましては、原則として車いす、特

殊寝台等は利用できなくなりましたが、認定調査項目により例外的に認められる場合や、本人の状況に応じて支援が必要な場合は、ケアマネジャーの判断や医師の医学的所見により利用できることになってございます。

なお、要介護1相当から要支援2へ移った人数でございますが、平成19年3月末399人、平成20年3月末377人、平成21年1月末410人となっております。

次に、基金の考え方でございますが、基金につきましては、第1期、第2期の事業計画期間の保有額は2億2,834万2,000円となっており、第3期事業計画期間の保有額は3億2,364万9,000円と見込んでおります。

第3期計画期間に基金保有額が増えた理由でございますが、給付実績が計画の見込み量を下回ったことでございますけれども、これにつきましては、期間中に介護療養型医療施設が廃止されたこと、また、地域密着型サービス事業所において、新規事業であったことから事業参入の問い合わせはあったものの、計画どおりの事業参入者がなかったことなどによるものでございます。

基金の保有額は、保険給付費の1カ月分として約3億円程度が適正であるということ踏まえ、第4期事業計画期間においては、保険料を据え置く考えから2億8,100万円を取り崩すこととしてございます。

次に、平成21年度からの保険料負担第4段階の軽減措置対象者の人数でございますが、対象者につきましては4,153人、全体の24.5%と見込んでございます。

また、「介護サービスの利用料の軽減について、通所介護、短期入所生活介護などの他のサービスについても拡充できないか」とのご質問でございますが、現在、市単独事業として、訪問介護を利用する低所得者を対象に軽減措置を行っているところでございます。

制度上の低所得者対策として、1割の自己負担の上限額を定めている高額介護サービス費やショートステイを利用した場合の食費・居住費に上限が設けられ、自己負担分の軽減がなされてございます。現時点では、訪問介護以外のサービスへの拡充は考えておりません。

次に、包括支援センターの現状と今後の計画についてでございますが、平成20年度において1カ所の増設を計画しておりましたが、有資格者の人的確保が困難であることから、現在1カ所で運営してございます。今後も市民ケアマネジャー等の資格取得の支援を行い、人材の確保を図りながら、増設に向け進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市営住宅の家賃の決定等についてお答えいたします。

国が公営の家賃制度の見直しを行ったのは、入居資格者の収入基準が前回の平成8年度から相当期間が経過したこと。結果、収入基準20万円が収入の低いほうから収入分位で言いますと4分の1番目から3分の1番目以上に上昇したこと。また、公営住宅申し込みの応募倍率が上昇し、本来の低所得者の入居機会が減る自体となっていることなどの理由によるものでございます。このため、本年4月から入居申込者資格の収入基準が月額20万円から15万8,000円に変更と

なり、収入分位により8段階に区分されております家賃算定基準額なども見直されることとなりました。

家賃は入居者の収入や世帯の人数などによっても変わってしまいますが、収入や世帯の人数などが変わらないものとして見直し後の家賃を試算してみますと、最も収入の少ない区分におられます全体の約6割、約340世帯につきましては、家賃は変わらない結果となっております。残りの区分の世帯につきましては、収入が高い区分へ移るに従いまして、約6,000円から約1万7,000円の増額となりますが、5年間をかけて5分の1ずつ増額をしていく激変緩和を行うことで入居者の負担軽減を図ることとしております。

この入居収入基準の見直しに伴う説明についてでございますが、まず新年度、家賃を決定するために入居者の皆様の申告をお願いいたしました。6月の通知において資料をお送りいたしました。その後、家賃が決定しました2月の通知におきましても同様の資料をお送りし、周知を図ってきたところでございます。

また、入居者の募集に当たりまして、1月の募集から、本年4月より収入基準が下がることを市報などでお知らせしているところでございます。

次に、市条例の見直しについてでございますが、公営住宅は「公営住宅法」によりまして設置されたものでございます。このため、収入の認定と家賃の決定は政令によることとされており、また、本市の市営住宅は国の補助を受けており、県・国の法律に基づいて市条例を決定いたしますことから見直しについては考えてございません。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 商工会の街灯の維持管理の助成についてのご質問にお答えいたします。

現在、街路灯に関する補助につきましては、商店街団体等を対象に設置工事費の2分の1を商店街活性化事業として助成しておりますが、電気代や照明器具の修理代などの維持管理費につきましては助成対象とはしておりません。当面、助成対象は施設整備費のみとさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の地球温暖化対策推進計画の目標についての質問にお答えをいたします。

まず、計画期間でございますが、平成21年から24年度までとしております。

次に、二酸化炭素の削減目標でございますが、平成16年度を基準年としまして6%の削減目標としております。

推進項目、これにつきましてはの事業量目標でございますけれども、5分野に整理をしております。

まず、省エネ対策の推進として5項目、環境学習の推進として5項目、ごみ減量化の推進として5項目、吸収源対策の推進として4項目、自然エネルギー活用の推進として1項目を事業量目標として実施しております。全体で20項目について市民の協力を得て、二酸化炭素削減に向けて取り組んでまいります。

以上です。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

市長の施政方針から、市民に信頼される市民生活優先の市政ということで何点か質問させていただきました。この中で常陸太田市の基幹である農業問題については、新規就農者の支援を初めとして各種の事業を市長が進めていくということでありますので、市長を先頭に農業再生のためにぜひ力強く取り組んでほしいと思います。

また、少し前になりますが、農業シンポジウムもありまして、そのときにも生産者から後継者、担い手の問題が出されておりましたけれども、やはり、所得保障がなければ、先ほど市長がおっしゃられたとおり担い手は育成できないと、そういう人材をつくることできないということですから、やはり、価格保証・所得保障、こういうものをしっかりとぜひ計画的に進めてほしいと思います。

市の普通建設事業の公共事業の入札についてですけれども、地元業者を優先的に発注をするということで、議決されれば早目に発注したいということでありますので、ぜひそのような方向で取り組んでほしいと思います。

雇用問題で1つお願いしたいのですが、雇用の安定確保等について、経営者団体、あるいは労働者派遣や請負などを行っている事業主団体に、雇用の確保ということについては、できれば市長自ら要請に当たってほしいと思いますけれども、この点についてお考えをいただければと思います。

それから、定額給付金について、この場をお借りして私の見解を述べたいと思うんですけれども、先ほども幾つか述べましたが、これは総選挙前のばらまき予算であると。2兆円の財源、これは今本当に困っている失業対策、あるいは高齢者の医療費負担の軽減、また、医師不足などの医療対策に使うべきであると思います。この定額給付金の問題では、私は基本的には反対ですけれども、2次補正の中で、当市でも9億7,000万円近く交付されるわけです。そういう給付金を受け取りたいという声も市民の中から聞かれますので、この補正については賛成したいとは思いますが、なかなかそういう場がありませんので一般質問の中で表明していきたいと思えます。

しかしながら、やはり考えなければならないのは3年後の消費税セットであると、2兆円ばらまいても消費税5%上げれば13兆円になるわけです。1年に13兆円ですから政府は元が取れる。こういう定額給付金というのは問題は多いんですけれども、先ほど申し上げたとおりです。

指定管理者制度の問題対策について。4月1日から、指定管理者がサンアメニティからアメニ

ティエンジニアリングにということで決まったわけですがけれども、応募要項の問題について、今回はその親会社で資本金が75%か78%ぐらいアメニティエンジニアリングに行っておりますし、取締役3人も親会社の取締役と全く同じであると。また、各指定を受けているところでもいろいろ事件・事故なども起こしている。やっぱりそういうことなどもきちんと把握・調査されて選定に当たってほしいと思います。

応募要項についての見直しは考えていないということですがけれども、私は余りにも無責任な答弁ではないかなと思うんです。やはり検討してみるべきではないかと思うんですけれども、再度ご答弁をお願いいたしたいと思います。

情報公開と電子メールの保存については、保存規定を作るあり方について研究していきたいということですので、しっかりと研究していただいて、保存規定を本市においても作っていただきたいと思います。

国保税の減免制度拡充について。これも、県内で独自にやっているところもあるので研究していきたいということですので、国の見解では一定の規定を設けることは認められないという、それに合わせて本市は減免制度は2つの制度のみで進められておりますけれども、研究課題として、ぜひその名のとおりに、研究をしていい方向で進めていただきたいと思います。本当に国保税は高い。低所得者の皆さんは確かに先ほどの4割・6割軽減策もありますけれども、それでも滞納者がいるわけです。そういった実態をよく踏まえて滞納者をつくらない、そして、やっぱり払いたくても払えない人、そういう人たちの意思もくみ取って減免制度を拡大していく必要があるのではないかと思います。

介護保険の現状とサービスの充実についてですがけれども、基金の考え方について先ほど言われましたけれども、そういう気持ちもわかりますが、今一番本当に必要としているのは、高い介護保険料なんです。2億4,000万円もの基金をさらに積み立てているということには、私は問題があると思うんです。やはりどうしたら引き下げられるのかということの基本にぜひ考えていただきたいと思います。

それから、要介護から要支援に認定度が下がったということで、平成19年399人、平成20年度とそれぞれ答弁がありましたけれども、認定度が下がったということでサービスももちろん少なくなるわけで、そういうことについてどのような見解をお持ちなのか、そこを伺いたしたいと思います。

地域包括支援センター、20年度も予算を取っていましたがけれども、先ほどの答弁では人的確保ができなかったと。社会福祉士、主任ケアマネジャー、それから保健師との3人がそろわないとできないわけですがけれども、平成21年度の新年度予算を見ましても1カ所の予算しか取っていないと。これでは包括支援センターをつくる気があるのかどうかということが非常に心配されるわけです。そういう部分ではどのように考えているのか、もう一度答弁をお願いしたい。

やはり、この広い常陸太田市の中で1カ所というのは無理があると思うんです。早目に人材育成なども図って、もう1カ所増やす構えで取り組んでほしいと思いますけれども、よろしくお願いいいたしたいと思います。

利用サービスについての拡充ができないかということで、考えていないということですが、これも非常に給付が抑制される中で、介護者にとっては保険料の他に利用料1割負担を取られるんです。これは大変なことなんです。やはり利用料の減免の拡大を図ってほしいと思います。

特定健康診査と保健指導についてですが、いろいろと今回短い期間の中で保健師さんは大変な苦勞をされたと思うんです。そういう中で、確かに市民の皆さんからも保健師さんはよくやってくれたという話も聞こえてはおります。それはさておいて、血清クレアチニン、それから血清尿酸の健診について、平成20年度に可否を行ってきたが実現を見送ってきたというような答弁でしたけれども、今後どうなのかという点についてご答弁をいただきたいと思います。

市営住宅の家賃の決定等について。これは、今度の法改正で家賃の算定が低くなったために入居も逆に難しくなったと。それから、少し収入が多い人は家賃が大幅に上がったと。ここでも激変緩和措置と、「激変」と言われているんです。激しく引き上げられているわけなんです。そういう意味ではやはり何らかの減免制度を考えて、若い世代の方は多少収入が多くても子どもを育てる中では非常に重い負担になるわけです。そういう部分を、実態をよくとらえていただいて検討していただきたいと思います。

それから、政府に対しては、公営住宅の入居基準の改正がされましたけれども、そういう問題、あるいはケースの設定の自治体の権限強化など、こういうことについて施行令等の改正をぜひ求めてほしいと思いますけれども、この1点についてご答弁をお願いいたします。

商店会の街路灯の維持管理費の助成、先ほど私も申し上げましたけれども、施設のみについては当市独自の2分の1補助制度がありますが、今困っているのは、街路灯そのものが老朽化しているということで新しく付けかえなくてはならないという問題もありますし、店を閉めている方にも多少なりとも負担金を払ってもらっているという話も聞いておりますけれども、新年度予算の中での商工費の占める割合というのは2.1%と。議会費が1.1%、これを除けば一番低いわけです。当市の商店の振興のためにも、こういう電気代等の維持管理費の助成についてはしっかりと助成できるように、商工費の予算を増やしていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員さんからのご質問の中で、雇用の確保という観点から、「事業者等への雇用確保のための要請を市長自らしてはどうか」ということに対してお尋ねがございま

した。すべての企業を回るわけにはいきませんが、重点的な企業といえますか、主だったところを回って今の雇用の情勢を確認の方、できるだけのところを回ってみたいと思います。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 指定管理者制度について再度のご質問にお答えをいたします。

応募要項の見直しにつきましては、指定管理者制度の趣旨から広く応募者を募り、審査で絞るという考えでありましたので、教育委員会としての見解を先ほど申し上げたわけですが、この問題につきましては、広く本市の指定管理者応募選定にかかわる内容でございますので、公の施設の指定管理者選定委員会に問題提起をし、判断につきましては委員会にゆだねたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 特定健康診査の中で、「検査項目に腎機能の検査項目、血清クレアチニン検査、血清尿酸検査を付け加えたらどうか」というご質問でございますが、実施対象や実施方法、健診費の負担の問題など、実施すべき課題が多々ありますので、引き続き今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 介護保険の状況、サービスの充実についての再度の質問にお答えいたします。

最初に、要介護から要支援になり、サービスの低下になるのではというご質問でございますが、従来の要介護1の中に、予防を行えば自立に向かう方も入っていることから、平成18年度の制度改正によりまして、自立に向けての可能性がある方についての区分を細分化し、要支援2としたところでございます。

サービス内容につきましては、要介護度別に本人の状況によっての内容となっておりますが、特に要支援者のサービス内容につきましては、要介護状態にならないよう自らの機能を低下させないためのサービス内容となっておりますことから、要支援になったことによりサービスが低下するものではないと考えてございます。

次に、包括支援センターについてでございますが、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続することができるよう、心身の健康の維持や生活の安定のために必要な援助支援を包括的に支えていくことは必要なことだと考えてございます。

このため、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師の職種が必要とされることから、人材の確保を図りつつ進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市営住宅の家賃の決定等についての2回目のご質問にお答え申し上げます。

子育て世代などに配慮した家賃を決定していくための国への要望についてでございます。公営住宅は収入が少なく住宅に困窮している方々に、低廉な家賃で入居していただくことを使命としております。また、市内には多くの民間賃貸住宅がありますことから、両者が適正な役割分担を果たして市民に住宅を提供する環境を整えていくことも重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、少子化への対応が重要な施策となっておりますことから、市営住宅におきましては、未就学児童がおります世帯につきましては、これまでも裁量階層を設けまして入居の機会拡大を図るとともに、家賃における収入超過加算を免除しております。

また、新年度につきましても、子育て世帯に対する優先入居の規定を設けて入居抽選における入居機会を高めるなど、子育て世帯への優遇を図っていくこととしております。

市といたしましては、当面これらのことを見守りまして、その状況、効果等を見守ってまいりたいと考えてございます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 街路灯に関します再度のご質問にお答えいたします。

商店街に街路灯組合が設置している街路灯は夜間の照明となっており、商店街のイメージ、雰囲気づくりの1つにもなっているところでありますが、市が管理する防犯灯とは性格を異にするものと考えております。

しかしながら、街路灯組合の構成員の減少などによりまして、街路灯の管理が困難になっている状況もあるようでございますので、今後のありようにつきましては、研究課題とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2分という時間ですけれども、さらに質問を続けたいと思います。

先ほどの教育長のご答弁ですが、今回温水プールに限って教育委員会管轄ですけれども、選定委員会にゆだねるということですが、もう少し責任を持ってしっかりと選定委員会で、なぜ応募資格が設けられているのかと。やっぱりきちんと効力が発揮できなければならないわけで、きちんとした姿勢で選定委員会に問題を投げかけてほしいと思います。

市営住宅の家賃の決定等について、先ほども申し上げましたけれども、激変緩和措置がなぜ設けられたかということなんです。市営住宅の家賃がある程度の収入から上の人は値上げになるということですから、そういう部分について、入居する人たちに対する認識が不足しているのではないかと。やはり今度の法改正などについても問題ありと、国にそういうことは求めていくべきではないかなと思います。市営住宅がなぜあるのかということについて、私も重々それは承知しております。

介護保険ですけれども、介護現場の人材不足というのは、先ほども言われておりますが深刻です。やはり劣悪な介護労働者の待遇を改善すると、そういうことで介護報酬が3%引き上げになりましたけれども、それで改善できるのかどうかということです。やはり本市においても公的な助成制度を作る、検討して労働環境の改善を支援することが重要だと思っております。ご見解、もう一度お願いいたします。

最後に繰り返しますけれども、市民に信頼される市民生活優先の市政を進めるということは、やはり地方自治体の本旨である暮らし、福祉、安全を守るということでありますので、市長の今後の市政運営に向けてのご決断をもう一度ご答弁いただきたいと思います。

時間、若干超過いたしました。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員さんの市民の暮らしを優先した行政執行ということで、市長の考えというお尋ねがございました。もちろん行政として、なぜ行政があるかという根底をたせば、それは市民の生活、そしてまた、安全等を守ることが第一の使命であります。そういう中でできる限りのことはしてみたいと、こういうふうには考えておりますが、財源等の手当等も許される範囲でこれを実行すると言っただけありません。ただいまのところはそれ以上申し上げることはございません。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 介護保険の状況サービスの充実についての再度のご質問にお答えいたします。

国においても介護現場の人手不足解消に向けた介護従事者処遇改善法、こういったものが昨年成立されております。こういったものに基づきまして、さらに当市としても対応を図ってまいりたいということで考えてございます。

なお、現時点では公的な助成制度については考えてはございません。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市営住宅の家賃の決定等についての再度のご質問にお答えいたします。

家賃が新年度から変更になるわけですが、これにつきましては、国も協議を持っているところがございます。国からこの結果・状況等について報告を求められるような機会があると思っておりますので、そのときには本市の状況等を詳細に回答してまいりたいと考えてございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 指定管理者制度について、再度のご質問にお答えをいたします。

教育委員会での審査について、もっと厳正にというお話がございました。そのような形で今後努めてまいりたいと思います。